新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三十五号

新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　委員会は、委員六人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一　学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの

二　文化芸術又は文化振興に精通する者のうちから知事が委嘱するもの

三　県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

四　前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者のうちから委嘱するもの

（任期）

第三条　前条第二項各号（第三号を除く。）に掲げる者である委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条　委員会の会議は、地域振興部文化・教育課長が招集する。

2　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長

の決するところによる。

4　前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

5　委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

（委員以外の者の出席）

第六条　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、地域振興部文化・教育課において処理する。

（その他）

第八条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。